

報 廣 売 公

売却区分番号	土 1
--------	-----

【問い合わせ先】

土岐市役所税務課納税係

〒509-5192

岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101

電話 0572-54-1111（内線 146～148）

期間公売のご案内

1 公売保証金の提供等

公売保証金は、期間入札に係る入札の満了までに、土岐市長が指定した下記振込口座に入金済となる必要があります。

※入札書の提出の前までに、下記振込口座への入金を確認できない場合は、入札が無効となります。

入札の際に「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の提出をお願いします。

【振込先口座】

1. 金融機関名 トウワシヨウキン トキョウワシテン
東濃信用金庫 土岐中央支店
2. 口座種別 普通預金
3. 口座番号 50
4. 口座名義人 ギフセントキカイクイソリヤ オノ ヤスヒロ
岐阜県土岐市会計管理者 小野 恭裕

売却決定者以外の方には、後日公売保証金振込通知書兼払渡請求書に記載の口座へ保証金を返還します。

2 入札の場所・方法

【場所（郵送先）】

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 土岐市役所 1階 税務課

【方法】

窓口へ持参又は郵送

3 公売保証金額

640,000 円

4 見積価額

6,377,000 円

5 公売の期間

令和8年10月26日 午前9時から 令和8年11月2日 午後4時まで

6 開札日時及び場所

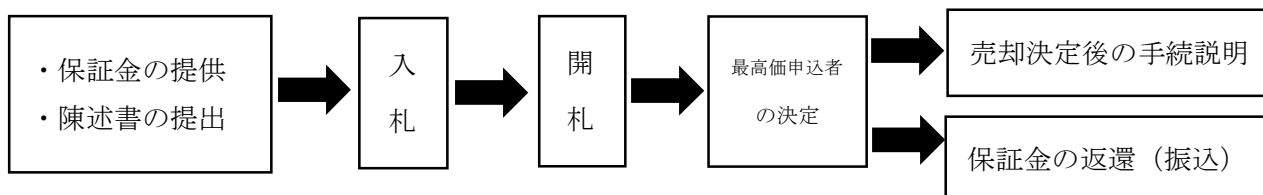
以下の日時に開札しますので、開札の立会を希望される入札者は、開札時間までに土岐市役所税務課窓口までお越しください。

日時：令和 8 年 11 月 6 日 午前 10 時
場所：土岐市役所 2 階 相談室 2A

7 売却決定日時及び買受代金の納付期限

売却決定日時	令和 8 年 11 月 27 日 午前 10 時
買受代金納付期限	令和 8 年 12 月 4 日 午後 2 時まで

8 公売の流れ



9 最高価申込者が複数人であった場合の再入札日程

公売日時	再入札期間	令和 8 年 11 月 9 日 午前 9 時 から 令和 8 年 11 月 13 日 午後 4 時 まで
	再開札日	令和 8 年 11 月 19 日 午前 10 時
公売の場所	土岐市役所 1 階 税務課（岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101） ※定められた様式により、郵送又は窓口提出による入札に限る	
公売の方法	期間入札	
売却決定の日時	令和 8 年 12 月 10 日 午前 10 時	
売却決定の場所	土岐市役所 1 階 税務課（岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101）	
買受代金の納付期限	令和 8 年 12 月 18 日 午後 2 時	

10 入札に必要なもの

①	身分証 身分証の写し	本人確認のため入札者（代理人が入札手続きを行う場合は、代理人本人）の運転免許証等公的機関発行の証明書等をお持ちください。郵送の場合は写しを同封してください。
②	公売保証金振込通知書兼払渡請求書	事前に口座振込し、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に必要事項をご記入ください。 ※買受代金への充当を希望される場合は「公売保証金の充当申出書」も提出してください。
③	入札書	公売保証金の入金後に作成したもの。 <u>他の様式とは別に封緘したうえで、封筒に押印し同封（提出）願います。</u>
④	委任状	代理人が入札する場合のみ
⑤	陳述書	個人で参加される方・・・陳述書（個人用） 法人で参加される方・・・陳述書（法人用）及び入札者である法人の役員に関する事項
⑥	商業登記簿の写し	※法人で参加される場合のみ
⑦	指定許認可等を受けていることを証する書類の写し	※以下の指定許認可等を受けている場合のみ （１）宅地建物取引業法第３条第１項の免許を受けて事業を行っている者 （２）債権管理回収業に関する特別措置法第３条の許可を受けて事業を行っている者

※各様式の記載に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。

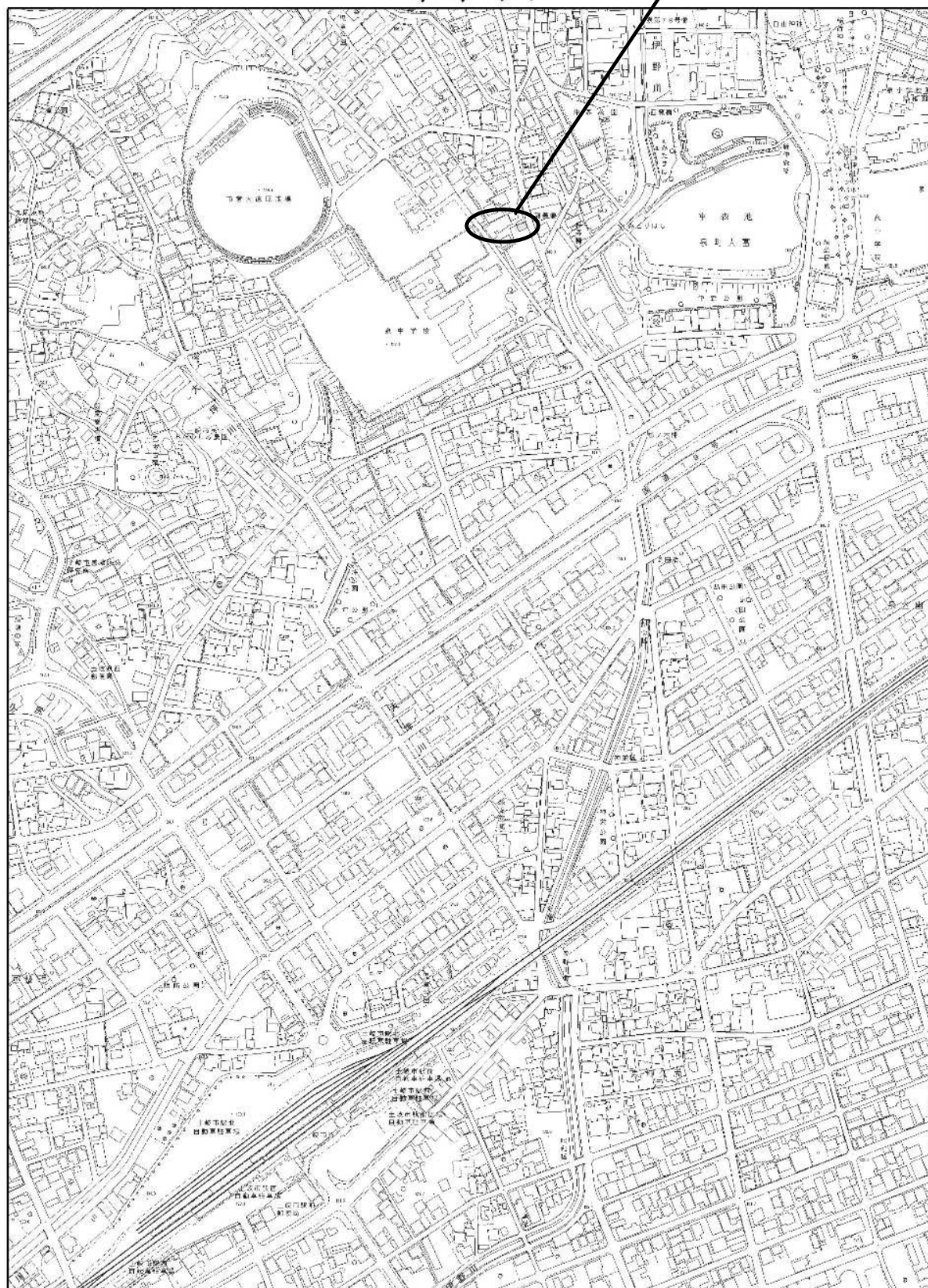
提出後の訂正はできませんので、各様式の注意事項をよく読み記載してください。

公売財産の表示 (公売財産の名称、性質、所在、賃借権又は地上権等の権利の内容その他)	
売却区分番号	土1
登記簿の表示	土地1 所在地 在 土岐市泉町大富字西山 番 1641番1 目 宅地 積 114.05㎡ 土地2 所在地 在 土岐市泉町大富字西山 番 1641番4 目 宅地 積 417.46㎡ 建物1 所 在 土岐市泉町大富字西山 1641番地1 家 屋 番 号 1641番1 種 類 店舗 構 造 木造瓦葺平屋建 床 面 積 33.12㎡ 建物2 所 在 土岐市泉町大富字西山 1641番地4 家 屋 番 号 1641番4 種 類 居宅 構 造 木造瓦葺2階建 床 面 積 1階 188.57㎡ 2階 23.16㎡
公法上の規制	・非線引都市計画区域、第一種中高層住居専用地域(指定建ぺい率 60%、指定容積率 200%) ・宅地造成等工事規制区域
接道状況	・対象土地の東側が幅員約6mの舗装市道に対して概ね等高に接面するほか、西側が擁壁を介して幅員約4mの市道に約3m程度低く接面する二方路地である。
地盤・地勢	・対象土地は、間口約9m、奥行約37m程度で、北東部分が欠けた不整形地である。登記簿地積は2筆合わせて531.51㎡。 ・近隣地域の標準的な戸建画地と比較してやや大きい。 ・対象土地は西側に行くにつれ一段と高くなる東だれ緩傾斜地勢の土地となっている。 ・対象土地の北側隣接地の利用状況は一般住宅の敷地、南側隣接地の利用状況は駐車場、西側は、目視で約3m程度低く市道に接面する。 ・対象土地には、建物が存することから、建物が存する部分については、建物建築にあたって特に問題ないものと思料する。 ・対象土地については、専門機関による土壌汚染状況調査等がなされていないため、土壌汚染の有無については不明である。
使用状況等	・対象土地は、対象建物の敷地として利用されている ・建物1は、昭和54年1月10日新築の建物であり令和8年10月現在、利用されていない。 ・建物2は、昭和28年11月23日新築、昭和53年3月3日増築の建物であり、令和8年10月現在、利用されていない。
対象物件の状況	・内部調査はしていないが、在来工法による木造建物と推察され、設計、設備は劣ると推察されることから、電気、給排水、衛生等は劣ると推察する。 ・外観調査からは、対象建物の使用資材の品質等は概ねやや劣る。 ・施工の量は少なく、施工の質は劣る。 ・空き家であり、外観調査からは、維持管理の状態は、相当劣ると推察する。 ・建物建築年及び外観調査からは、飛散性アスベストはないと推察する。PCB等の有害物質の使用については、外観調査の範囲では確認されなかった。 ・建物1の西側に未登記増築部分(概測約11㎡)がある。 ・建物2の未登記付属建物がある。 ・建物1、建物2、未登記付属建物それぞれ現在は空き家だが、残地物等がある可能性がある。
供給処理施設	・上水道:東側接面市道に本管150mmが埋設整備され、対象土地に20mmの引き込み管 ・下水道:東側接面市道に本管200mmが埋設整備され、対象土地に引き込み管150mm。受益者負担金は支払い済。 ・都市ガス:未整備であり、LPガスである。
交通、最寄駅など	JR中央本線「土岐市駅」約950m、バス停「梅ノ木町」約250m、泉小学校 約550m、三起屋 約1.4km 土岐市役所 約2.0km、圏域の中心(よろずやビル)約1.0km ※いずれも道路距離

注意事項	・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、土岐市は関係資料を提供できません。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、土岐市は担保責任を負いません。 ・土岐市は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、不動産内にある動産の取扱いなどは、すべて買受人の責任において行うこととなります。 ・土地の境界については、隣接地所有者と、接面道路（市道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議をしてください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・図面は現況と異なる場合があります。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・権利移転及び危険負担移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付された時です。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵便料等）は買受人の負担になります。
------	--

位置図

対象不動産



1/5,000

0m 100m 200m 300m 400m

物件の写真



公売財産（東側より）



公売財産（西側より）

（撮影日：令和8年9月14日）

買受人の資格その他の要件	地方税法がその滞納処分の特例とする国税徴収法第92条及び第108条第1項に該当する者は、買受人となることはできません。
陳述書等の提出について	・入札しようとする者(その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。)は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 暴力団員等とは、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。 なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。
最高価申込者が複数人であった場合の再入札及び日程	2ページ「9 最高価申込者が複数人であった場合の再入札日程」に記載のとおり。
その他の事項	1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、または第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 2 公売保証金の提供及び買受代金の納付は銀行振込によるものとします。 3 公売保証金の提供後でなければ入札できません。最高価申込者でない方には、後日振込にて返金致します。 4 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。 5 入札価額を訂正したものは無効として取扱います。 6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。 7 開札後、最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、同価の者が別日に追加入札を行い、最高価申込者を決定します。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。 8 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者で入札書にて希望された者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります(国税徴収法第104条の2)。なお、次順位による買受申込みの催告は、最高価申込者の決定後郵送にて行います。 9 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。 10 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。 11 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。 12 市は公売について瑕疵担保責任を負いません。 13 公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書(登録免許税法第23条)を売却決定の日時までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続を行う必要のあるもの及び関係機関の許可・承認を受ける必要のあるものも売却決定の日時までに完了してください。 14 上記13については、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに令和8年11月27日までに提出してください。 15 公売公告の内容は、土岐市役所税務課で閲覧できます。 16 公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記15の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。